



平成 17 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ レ ウ ェ イ ヴ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 山 拓 蔵  
( 登 録 銘 柄 ・ コ ー ド 2 7 5 9 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 原 紳 二  
電 話 0 3 - 5 3 3 9 - 2 3 0 1

### ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成17年6月3日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおりストックオプションの実施を目的として、株主以外のものに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成17年6月29日開催予定の当社第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社子法人等の取締役、監査役及び従業員の当社に対する経営策画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社連結子法人等の取締役、監査役および従業員。

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式8,000株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

##### (3) 発行する新株予約権の総数

8,000個を上限とする。（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）

- (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。

- (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込みすべき金額(以下「払込価額」という)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という)の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行日の日の最終価格を払い込み金額とする。

なお、発行日以降、当社は株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分金額」に各々読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

- (7) 新株予約権の行使の条件

その割当を受けた時から権利行使時に至るまでの間、継続して当社または当社連結子法人の取締役、監査役または従業員のいずれかに在任または在職することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人がその権利を承継するものとする。

その他の条件については、新株予約権の発行を決議する取締役会において定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が退職または退任した場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。新株予約権者が権利を行使する前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権は無償で消却することができる。

当社は、いつでも当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記決定は、平成17年6月29日(水)開催予定の当社第8回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件と致します。

以 上